

学校における働き方改革取組方針(令和2年度～令和4年度)【概要】

令和2年5月 呉市教育委員会

○ 改訂の趣旨 ⇒ 在校等時間の上限目安を原則月45時間、年360時間とする動き

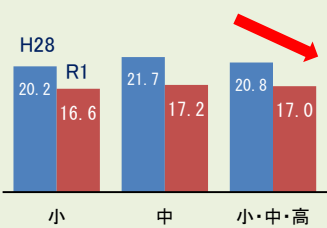
【これまでの経緯】

平成30年11月	「学校における働き方改革取組方針（平成30年度～平成32年度）」の策定	《市教委》
平成31年1月	「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の策定	《文科省》
令和元年12月	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正	《文科省》
令和2年1月	「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の公示	《文科省》
3月	「学校における働き方改革取組方針（令和2年度～令和4年度）」の改定	《県教委》
4月	「呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定	《市教委》
	「呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定	《市教委》

○ これまでの取組及び現状

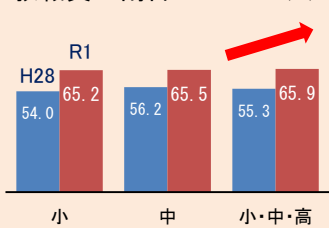
- ◆ 「学校における働き方改革取組方針」「運動部活動の方針」「文化部活動の方針」の策定
- ◆ 学校評価及び人事評価への働き方改革に関する評価の位置づけ
- ◆ 「学校の事務軽減化推進プロジェクト委員会」による発出文書の見直し
- ◆ 指導記録(週案)及び年間指導計画の簡素化
- ◆ 市教委主催研修の見直し、削減
- ◆ 成績処理システム、通知表作成システムの導入
- ◆ 指導要録の電子化
- ◆ 夏季一斉閉庁の実施
- ◆ 留守番電話の導入

教職員の1週間当たりの時間外及び持ち帰りの時間数(時間)



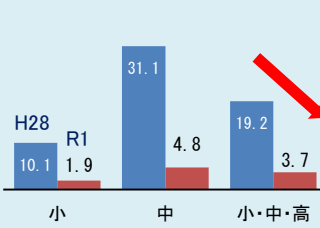
小・中・高で3.8時間減少した。特に、「週案・指導略案作成」「部活動」が減少した。

児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じる教職員の割合(%)



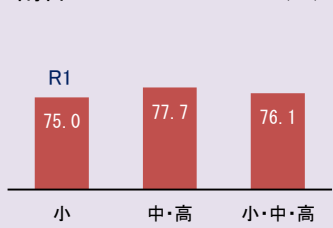
小・中・高で10.6ポイント増加しているが、目標の80%以上には達していない。

時間外勤務が80時間以上の者の割合(%)



小・中・高で15.5ポイント減少した。特に、中学校では26.3ポイント減少した。

マネジメントスキルの向上を図っていると感じる管理職の割合(%)



小・中・高で76.1%であり、100%には達していない。

○ 目標・成果指標

① 児童生徒と向き合う時間の確保(継続)

「学びの変革」の円滑な実施、新学習指導要領の実施や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

- ◆ 児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員(管理職を除く)の割合
令和4年度末には80%以上

② 長時間勤務の縮減

教職員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

- ◆ 時間外在校等時間
原則年360時間以内及び月45時間以内
(参考)令和元年度: 45時間以内の者の割合約54%(小・中・高)

○ 取組の柱

① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

【重点】

教員の負担軽減に係る検討(ICT機器等の活用促進に向けたサポート体制の拡充等)

② 部活動指導に係る教員の負担軽減

【重点】

「運動部活動の方針」「文化部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

③ 学校における組織マネジメントの確立

【重点】

学校における勤務時間管理の徹底(在校等時間管理システムの活用等)

④ 教職員の働き方に対する意識の醸成

【重点】

働き方・時間管理の意識改革(自己申告等に基づく目標管理の面接等の活用)